

兵庫県立神崎工業高等学校 部活動に係る活動方針

本校においては、兵庫県教育委員会によって定められた「いきいき運動部活動」及び「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、部活動に係る活動方針を以下のように定める。

1 基本方針および目標

(1) 運動部活動

生徒の体力の向上と健康の増進や豊かな人間性の育成、明るく充実した学校生活の展開等を目指し運営する。また、その活動が生徒の生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための基礎づくりとなることを目標とする。

(2) 文化部活動

生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、生徒の自己肯定感の向上等を目指し運営する。また、その活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解に努める。

2 休養日及び活動時間

(1) 休養日

週当たり2日以上（平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上）の休養日を設定する。公式大会直前の練習ややむを得ない事情により、上記休養日の設定が行えない場合は、翌週以降に休養日を速やかに設定する。また、長期休業中等を利用し、ある程度の長期オフシーズンを確保する。なお、顧問は活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、保護者への周知を図る。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、平日1時間30分程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

(3) 考査前及び考査中

定期考査1週間前及び定期考査中は原則活動を行わないが、やむを得ない事情により活動する場合は活動時間を短縮する等、学習時間の確保に努める。

3 指導について

(1) 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 各部活動の特性等を踏まえた科学的・合理的な練習の積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 運営について

(1) 部活動が学校教育の一環として、顧問に任せきりにならないよう、複数顧問制度など学校組織全体での運営や指導の目標・方針の作成を行う。

(2) 生徒の多様なニーズを把握し、活動内容や実施形態の工夫、複数校による合同実施、地域の指導者の活用、地域の関係団体等との交流を図り、学校・家庭・地域が連携して運営できるように努める。